

## 第20号の4 様式別表1 記載要領

- 1 この明細書は、第20号の4様式の明細書に添付してください。
- 2 この明細書の各欄に記載する金額は、第20号の4様式及び法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載する金額におおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載してください。
- 3 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」の各欄は、次のように記載してください。
  - (1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載してください。
    - ア この明細書を提出する法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の⑪の欄の金額
    - イ この明細書を提出する法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の⑤の欄の金額
  - (2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載してください。
    - ア この明細書を提出する法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の⑭の欄の金額
    - イ この明細書を提出する法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の⑩の欄の金額